

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成18年 9 月 7 日（木曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ
- 日程第 5 議案第83号 愛西市職員定数条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第84号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第85号 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第86号 愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第87号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第88号 平成18年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第11 議案第89号 平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第12 議案第90号 平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第13 議案第91号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第14 諮問第 2 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第15 諮問第 3 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第16 諮問第 4 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第17 諮問第 5 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第18 認定第 1 号 平成17年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 2 号 平成17年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 3 号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 4 号 平成17年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 5 号 平成17年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 6 号 平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 7 号 平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第 8 号 平成17年度愛西市水道事業決算の認定について
- 日程第26 陳情第 9 号 第 8 次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める陳情について
- 日程第27 陳情第10号 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情について

- 日程第28 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
日程第29 陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
日程第30 陳情第13号 市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情について
日程第31 決算特別委員会の設置について
日程第32 諮問第2号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第33 諮問第3号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第34 諮問第4号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第35 諮問第5号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（29名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷺野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
20番	大宮 吉満 君	21番	永井 千年 君
22番	黒田 国昭 君	23番	中村 文子 君
24番	加藤 敏彦 君	25番	加賀 博 君
26番	宮本 和子 君	27番	石崎 たか子 君
28番	佐藤 勇 君	29番	太田 芳郎 君
30番	柴田 義継 君		

◎欠席議員（1名）

19番 大島 功 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木 忠男 君	助 役	山田 信行 君
教 育 長	青木 萬生 君	会 計 室 長	杉山 政男 君

総務部長	中野正三君	企画部長	石原光君
教育部長	八木富夫君	経済建設部長	篠田義房君
		市民生活・	
上下水道部長	若山富士夫君	保健部長	藤松岳文君
福祉部長	水谷正君	消防長	古川一己君
佐屋		立田	
総合支所長	加賀和彦君	総合支所長	伊藤忠俊君
八開		佐織	
総合支所長	飯田十志博君	総合支所長	山崎敏次君
監査委員	河原操君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勇君）

それでは、御案内の定刻になりました。

きょうは、19番の大島功議員から欠席届が出ておりますので、ここで報告をさせていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年9月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、5番・吉川三津子議員、6番・榎本雅夫議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（佐藤 勇君）

日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、6月19日に議会運営委員会が開催され、日程等を御協議していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る6月19日に、全委員出席のもと、また正・副議長にも出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日9月7日から9月28日までの22日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より28日までの22日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より28日までの22日間と決定をいたしました。

諮問第2号から諮問第5号までにつきましては、本日議決する予定でございます。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

海部地区休日診療所組合議会議員の永井千年議員、お願いいたします。

○21番（永井千年君）

海部地区休日診療所組合は、この間、2回会議が行われました。

1回は6月26日（月曜日）、海部地区休日診療所におきまして、平成18年第2回臨時会が行われました。付議事件としては、海部地区休日診療所組合公告式条例の一部改正について、そして2名の監査委員の選任同意が提出されました。監査委員は、1名は識見を有する者として弥富市助役の加藤恒夫さん、そして議会議員選出として我が愛西市選出議員の後藤和巳さん、この2名の選任が全員一致で同意をされました。

2回目は、平成18年8月7日（月曜日）、海部地区休日診療所において平成18年第3回定例会が行われました。付議事件として、平成17年度海部地区休日診療所組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額1億4,542万9,554円、歳出総額1億220万7,408円、差引残額4,322万2,146円の決算認定です。もう一つは、平成18年度海部地区休日診療所組合一般会計補正予算（第1号）、補正額3,100万円、補正後の予算総額1億9,770万です。両議案とも全員の賛成で議決されました。以上であります。

○議長（佐藤 勇君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の宮本和子議員、お願いいたします。

○26番（宮本和子君）

海部南部水道企業団の議会報告を行います。

平成18年第2回定例会が平成18年7月24日から7月31日までの会期で海部南部水道企業団で行われました。

付議事件としまして、議案第10号：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第11号：平成18年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第1号）について。

収益的支出といたしまして、補正額、減額2万6,000円、予算総額21億3,245万6,000円。資本的収支、収入、補正額100万円、予算総額5億8,486万5,000円。支出、補正額102万5,000円、予算総額17億1,204万7,000円。

認定第1号：平成17年度海部南部水道企業団水道事業決算について。

収益的収支、収入23億1,120万3,550円、支出20億9,463万4,161円。資本的収支、収入4億1,738万7,867円、支出13億2,618万4,729円。不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てん。

県水100%で、県下で一番高い料金を、井戸水を使用するなどして住民により安く、安心・安全な水道を供給するために努力し、県下トップの水道料金の汚名を返上していただきたいと討論があり、全議案、全員賛成で可決いたしました。

以上申し上げて、海部南部水道企業団議会の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、閉会中に斎場建設調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

斎場建設調査特別委員長、お願いいたします。

○斎場建設調査特別委員長（太田芳郎君）

御報告をさせていただきます。

斎場建設調査特別委員会は、去る7月7日に、委員全員と正・副議長にも御出席をいただきまして開催させていただきました。

まず、第1回目ということでもありましたので、最初に理事者側より愛西市営の火葬場、これは旧佐屋町の火葬場でございます。それから海部地区内の火葬場の現状、そしてまた県内の主要火葬場の概要の御説明をいただいたわけであります。

御案内のとおり、現在の市営の火葬場は昭和45年に建設をされまして、昭和63年に火葬炉を改修いたしております。市営火葬場の使用状況は、佐屋地区は市営火葬場を使用しているが、他の地区ではそれぞれ津島市の斎場、稲沢市の祖父江斎場などをお願いをしております。これは、市営斎場では1日4から5体の火葬しかできないため、佐屋地区以外は他の火葬場をお願いをしている状況でございます。今後のためにも、理事者側に斎場建設に当たっての基礎的資料の提出を求めました。また、8月16日には、斎場建設検討委員会と合同で安城市の斎場と飛鳥村の斎場の視察に行っていました。今後、特別委員会の進行状況によっては、全員協議会などで皆さんにお伝えをしたいと思っております。以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成18年5月から平成18年7月までにに関する出納検査についての検査報告がございました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、よろしくお目通しを願いたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いをいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

本日ここに、平成18年9月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、秋の気配が感じられる中、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

きのうの秋篠宮家における男のお子様の御誕生を心からお喜び申し上げます。

健やかに御成長されることをお祈り申し上げます。

ことしの夏は例年に比べ梅雨明けが遅く、その影響で全国各地で豪雨による土砂災害の被害が発生しましたが、幸いこの地方では被害もなく、今後も台風等の災害が起きないことを念願している次第であります。

一昨日は、議員の皆様方に管内あるいは関係の排水機場など視察をしていただきまして、まことにありがとうございました。

さて、8月上旬に各地区において開催されました納涼祭り、盆踊り大会も、新しい試みで市民全体による運営を行っていただきましたが、天候にも恵まれ、多くの市民の皆様に参加をいただき、成功裏に終えることができましたことを感謝申し上げます。

また、8月27日の日曜日には、八開木曾川グラウンドで行いました市総合防災訓練には、本当に暑い中、議員の皆様方にも御参加をいただき、それぞれ訓練に従事して汗していただきまして、厚くお礼を申し上げます。

きのうの佐屋・立田地区の敬老式に続き、13日には佐織・八開地区敬老式を開催してまいります。その後も地区市民大会、文化祭、農産物品評会など、多くの行事を計画してまいります。皆様にはそれぞれお出かけをいただきますようお願い申し上げます。

今定例会に御提案申し上げます議案は、条例の一部改正5件、補正予算4件、人権擁護委員の推薦諮問4件、決算認定8件の合計21件であります。それぞれの主な提案理由について述べさせていただきます。

まず、議案第83号：職員定数条例等の一部改正については、根拠規定であります消防組織法の改正により、職員定数条例中消防職員に関する部分を改め、消防団条例、消防団員退職報償金条例についても関連する規定を消防組織法の条項の移行により改正するものであります。

続きまして、議案第84号：消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、消防組織法等の改正及び施行による各条項及び条文の改正をするものであります。

議案第85号：特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、障害者自立支援審査会委員の報酬を新たに定めるための改正であります。

議案第86号：子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、指定管理者制度を導入するに当たり、改正をお願いするものであります。

議案第87号：国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法等の改正により、出産育児一時金及び葬祭費を改正するものであります。

議案第88号：一般会計補正予算（第2号）については、補正総額 3,142万 8,000円でありまして、歳出の主なものといたしまして、障害者の支援で地域活動支援センター等委託料として 1,095万 3,000円、佐屋地区西保下平南ちびっ子広場整備費といたしまして 652万 1,000円、寄附金をもとに立田地区の小・中学校へ学校施設等整備費交付金としまして 600万円、平成15年に提訴された佐屋小学校児童同士の下校時事故の和解金といたしまして 100万円を計上しております。歳入としましては、国・県補助金、寄附金のほかに前年度からの繰越金を充当しております。

議案第89号：土地取得特別会計補正予算（第1号）については、町方町古江地内の市有地を東邦瓦斯株式会社への売却による歳入 243万円と、同額歳出で積立金として計上をいたしました。

議案第90号：介護保険特別会計補正予算（第2号）については、保険事業勘定総額 5,615万4,000円で、高額介護サービス費、保険料還付金及び前年度精算による国庫支出金等返還金の補正を計上し、歳入として前年度繰越金を充てさせていただきました。

議案第91号：農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）につきましては、総額 1,056万円で、早尾、立田地区の農業集落排水事業費委託料及び関係負担金を補正し、歳入として基金繰入金を充てております。

諮問第2号から第5号までの人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、4名の委員の任期が平成18年12月31日で満了いたしますのでお願いをするものでございます。内訳は3名の再任と1名の新任であります。

認定第1号：平成17年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから第8号の平成17年度愛西市水道事業決算認定についてまでの8議案は、それぞれ決算認定をお願いするものであります。平成17年度は合併初年度であり、旧4町村それぞれの事務事業を基本として積み上げた予算でございました。したがって、旧4町村の懸案事業、継続的な事業が多く、いずれも合併調整方針に沿ったものが主体であります。また、旧4町村の前年度決算に係る未収金、未払金等が含まれた決算額となっておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

各決算につきましては、監査委員の審査結果を決算審査意見書としていただいております。また、詳しくは歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書にまとめさせていただきましたので、決算書とあわせて御確認をいただければ幸いです。

以上が本定例会に御提案を申し上げます議案の主な内容であります。細部につきましては担当部長より説明をさせていただきますので、各議案とも十分に御審議の上、原案どおり御認定、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、恐縮ではありますが、人権擁護委員の推薦につきましては、先ほど議長からも御説明をいただきました法務大臣への事務手続が必要でありますので、本日御審議の上、お認めを賜りたく重ねてお願い申し上げます、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第83号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、日程第5・議案第83号：愛西市職員定数条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容説明を求めます。

##### ○消防長（古川一己君）

それでは失礼いたします。

議案第83号：愛西市職員定数条例等の一部改正について。

愛西市職員定数条例（平成17年愛西市条例第27号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成18年9月7日提出、提出者、市長でございます。

なお、提案理由といたしましては、このたびの消防組織法の一部が改正されたことに伴い、改正する必要があるからでございます。

なお、内容につきましては、議案第83号資料により御説明申し上げますので、資料の方をごらんいただきたいと思います。

なお、このたびの消防組織法の一部改正につきましては、市町村消防の広域化の規定を含み、条項整理が多々なされたことによりまして関係条例の条項等移行整理のための改正でございます。

まず、職員定数条例の第1条関係でございます。改正前のアンダーラインの部分でございます。組織法の「第12条第2項」の規定でございますけれども、これは消防職員の定員は条例で定める規定でございます。これを「第11条第2項」に。

また、次の消防団条例の第1条でございます。改正前、組織法第15条第1項、消防団の設置、第15条の2第2項、消防団員の定員、はねていただきまして、第15条の6第1項、消防団員の任用等、第15条の7、消防団員の公務災害、第15条の8、消防団員の退職報償金に関する規定でございます。それぞれが組織法の改正によりまして、第18条第1項、また第19条第2項、第23条第1項、第24条、第25条に改めるものでございます。

そして非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の第1条でございます。組織法で規定しております「第15条の8」、消防団員に退職報償金を支給するという規定でございます。これが組織法の改正によりまして移行、「第25条」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行については公布の日から、適用については、消防組織法同様、18年6月14日から適用とするものでございます。よろしく願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第84号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第84号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容説明を求めます。

○消防長（古川一己君）

議案第84号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第145号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成18年9月7日提出、提出者、市長でございます。

提案理由につきましては、先ほどと同様、消防組織法の一部改正、また刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行、障害者自立支援法の施行に伴い、改正する必要があるからでござ

ざいます。

なお、内容につきましては、別冊の議案第84号資料により御説明を申し上げますので、資料の方をごらんいただきたいと思います。

資料の中で第1条の関係でございます。これにつきましては、組織法の「第15条の7第1項」、消防団の公務災害に関する規定でございますけれども、組織法の一部改正による条ずれの改正でございます、「第24条第1項」に改めるものでございます。

第8条の関係では、休業補償の関係が規定してございます。はねていただきまして、2ページ、休業補償を行わない期間を定めているのが1号、2号でございます。そのうちの1号につきまして、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行により、現行の「監獄」から「刑事施設」に改めるものでございます。

第9条の2、介護補償の関係でございます。はねていただきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。これは介護補償を行わない期間の規定でございます。これにつきましては、障害者自立支援法の施行に伴いまして、第2号で障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所しており、生活介護を受けている場合に限るものであります。また、その後に第3号を新たに設けまして、障害者支援施設に準ずる市長が定めるものに入所している場合を規定するものであります。

なお、今回の改正条文につきましては、施行日、適用日につきましては、第1条が公布の日から施行、18年6月14日から適用。第8条第1号関係につきましては、公布の日から施行、本年18年5月24日から適用。最後の第9条の2第1項につきましては公布の日から施行とさせていただきます。よろしく願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第7・議案第85号（提案説明）

### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第85号：愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、議案第85号：愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。本日提出、市長名。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、障害者自立支援審査会委員の報酬及び費用弁償について定める必要があるからでございます。

85号の資料の方をお願いいたします。

新旧対照表でございます。障害者自立支援法の改正により障害者の自立を支援するという事で、審査会を開催して審査をお願いしております。その審査の委員にお支払いする報酬で

ございまして、改正後の方で、障害者自立支援審査会委員ということで、委員長は月額2万2,000円、委員は月額1万9,000円を、介護認定審査会委員の次の欄に今回お願いしたいということでございます。

それと、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成18年4月1日から適用するということでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第86号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第86号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、議案第86号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第97号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由、この案を提出するのは、施設の設置の目的を達成するために、指定管理者制度を導入する必要があるからでございます。

こちらにつきましても、議案第86号の資料をお願いいたします。

左側が改正後でございまして、第4条で新たに指定管理者による管理ということで、この中で、市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するものに子育て支援センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができるということで、(1)で子育て支援センターの運営に関する事、(2)で子育て支援センターの施設及び設備の維持管理に関する事、(3)でその他市長が必要と認めることとございます。

第2項といたしまして、指定管理者は、法令を遵守し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、子育て支援センターを誠実に管理しなければならないということで、4条が5条に繰り下げられるということで、「市長」が「市長及び指定管理者」ということに今回改正をお願いするということとございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年10月1日から施行するということとございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第87号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第87号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

議案第87号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について。

愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、給付に係る均衡を図るため、改正する必要があるからでございます。

議案第87号の説明資料、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第5条、出産育児一時金でございます。「30万円」でありましたものを「35万円」に改正したいものでございます。

次に、第6条、葬祭費でございます。「10万円」でありましたものを「5万円」に改正したいものでございます。

1枚戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日、この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定、葬祭費の関係でございますが、平成19年4月1日から施行するというようにしておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以下、経過措置を記載しておりますので、よろしく御審議を賜りたいと思ひます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第88号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第88号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

議案第88号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。

平成18年度愛西市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,142万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億9,945万4,000円とする。

2といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

それでは、まず歳入の関係から御説明を申し上げます。7ページ、8ページをお開きください。

まず、款13国庫支出金の関係でございますが、補正額といたしまして547万5,000円、次に

款14県支出金、補正額 323万 7,000円、それぞれ追加をお願いしております。これは歳出における各事業の関連において補正計上をさせていただいております。

次に款16寄付金、補正額 600万円の追加。これは、このたび市内の一般市民の方から寄付を受けたものでございます。その他一般財源に係る補正財源といたしまして、款18繰越金におきまして 1,671万 6,000円の追加をお願いし、充当をさせていただいております。

歳入関係につきましては、以上でございます。

次に歳出の関係につきましては、まず総務部長より御説明申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、歳出、9ページ、10ページをお願い申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、1節報酬で巡回バス運行検討会議の委員報酬として65万 2,000円をお願いしているものでございます。これは委員20名で、5回分をお願いいたします。巡回バスの市民アンケート結果及び分析報告が9月末に報告をされます。これにより今後の方針等の御議論をいただくものでございます。

次は企画部長より御説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

続きまして、目9の企画費の関係でございます。補正額といたしまして48万 9,000円の追加をお願いしております。これは、行政改革推進委員会委員報酬として5回分を今回追加でお願いしております。今後、集中改革プランの策定に向けて審議をお願いするに当たりまして、委員会の開催増が見込まれますことからお願いをするものでございます。

次に、目11コミュニティ費の関係でございます。200万円の追加をお願いしております。各地区のコミュニティセンターの施設修繕といたしましてお願いをしております。川淵防災コミュニティセンターの雨漏りによる屋根修繕を初め、立田地区防災コミュニティセンターの浄化槽の送風機の取りかえ、また温泉循環機の洗浄、あるいは永和コミュニティセンターの排煙機修繕等が主な内容でございます。なお、財源につきましては、繰越金を充当させていただいております。

次は市民生活部長より説明申し上げます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

続きまして、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費でございます。節13の委託料で 220万 5,000円をお願いいたしております。これにつきましては、旧町村の住民票で、コンピューター改正時、住民票の表示に大字何番何番地というように小字の表記がしてないもの、土地改良の名称、地番号変更があったにもかかわらず、出生・転入から変更後の表示となっておりますなどのことがございました。このことによりまして、相続、建築確認申請などの手続において資産税課発行の地番変更証明と現在の住民票との整合性がとれないとの苦情に対応するため、住所変更証明書の発行ができるようにするために補正をお願いするものでございます。よろしく願いしたいと思っております。

次は福祉部長より説明をいたします。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは続きまして、同じページの3款の民生費の関係でございます。13節の委託料で地域活動支援センター委託料でございます。こちらにつきましては、4月から9月までは委託料でやっておりましたが、10月から名称の変更に伴い、事業ということでございまして、地域活動支援センター委託料 299万円をお願いしておるものでございます。14の障害児タイムケア事業委託料 404万円でございます。こちらは9月までの実績を見まして、利用が多くなっておるといってございまして、今回、補正をお願いしております。続きまして日中一時支援事業委託料で 392万 3,000円でございますが、これも10月からの事業ということでございまして、来年までの分を見込みまして、今回 392万 3,000円をお願いしておるといってございまして、

続きまして、児童福祉費の委託料の方をお願いいたします。西保下平南ちびっ子広場整備工事設計監理委託料でございますが、こちらにつきましては、現在、ちびっ子広場を設置しておりますが、その所有者の方に今までお借りしておったわけですけど、本年の9月末で地主に返還ということになりまして、近隣地で今回ちびっ子広場を整備したいということでございまして、一応予定しておるのは、工事場所といたしましては愛西市西保町南川原 152の1番地ということでございまして、それに伴います設計監理委託料が22万 1,000円、それから15節の工事請負費で 630万円を予定しておるといってございまして、

その下の児童福祉総務費の19の負担金、補助及び交付金でございますが、転用決済金につきましては、このちびっ子広場のそれに伴います海部土地改良区と孫宝排水土地改良区の決済金ということでございまして、海部土地の方が 942平米に 152円、孫宝が 942平米に 200円でございます。

4目の児童館費の19の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては、営造物維持管理負担金ということで、18年度に予定しております八開の児童クラブ施設の工事に集落排水に接続するということでございまして、その場合、1回のみ領内川用悪水土地改良区の方に一定の金額ということで、12万円負担金として計上させていただいたということでございます。以上でございます。

続きましては経済建設部長の方から御説明申し上げます。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、11ページ、12ページをお開きください。

農林水産関係でございますが、これにつきましては、道の駅「立田ふれあいの里」が特産品販売所を、県産材活用施設普及啓発事業ということで、積木ブロック式で設け補助を受けるといって、当初50万円予定をいたしておりましたが、交付決定60万円ということで、10万円の追加補正をお願い申し上げました。よろしく申し上げます。

次は、教育部長の方で説明を申し上げます。

○教育部長（八木富夫君）

それでは、第10款教育費をお願いいたします。

1目教育委員会費でございます。今回600万円の補正をお願いするわけですが、19節負担金、補助及び交付金の中でございますが、この交付金につきましては、去る6月27日、本市旧立田地区にお住まいの73歳の女性の方より、教育振興のために役立ててほしいということで多額の寄附金、600万円を御寄附いただきました。この寄附金を財源といたしまして、氏の希望を踏まえまして、地区の小学校並びに中学校へそれぞれ200万円ずつを児童・生徒の教育振興に役立てていただきますための交付金でございます。

次に2目の事務局費でございますが、100万円の補正をお願いいたします。22節補償、補填及び賠償金で、和解金でございます。この和解金につきましては、本日、お手元の方に議案第88号の資料をお席の方へお配りさせていただいておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

この内容につきましては、佐屋小学校下校途中における児童同士の事故の訴訟経過の概要でございます。

事件が起きましたのは平成12年9月27日でございますが、提訴されておりますのが平成15年2月19日でございます。そして事件名が損害賠償請求事件ということでございます。原告につきましては、当時佐屋小学校の女子児童及びその保護者でございます。被告になりましたのが、当時佐屋小学校の男子児童及びその保護者並びに佐屋町、現在は合併をいたしまして当愛西市でございます。

経過の概要につきましては列記をさせていただきましたが、簡単に御説明をさせていただきます。平成12年9月27日に、当時、佐屋小学校1年生の女子児童が下校途中に、同じ1年生の男子児童に胸を押されてけがをするという事故が発生いたしました。その後、平成15年2月19日に、女子児童の保護者より男子児童の保護者及び佐屋町に対し損害賠償請求が名古屋地方裁判所へ提出をされたわけでございます。2回の口頭弁論を得まして、三者とも今後は和解ありきの姿勢で、弁護士同士によります調停が進められました。そして平成18年7月5日に裁判所より和解条項案が示されまして、市といたしましても、当事者の子供たちの成長に伴います影響などを考慮いたしまして、和解による早期解決がいいのではないかと選択をさせていただきまして、平成18年7月26日に和解いたしております。そのための費用でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2項の小学校費、1目学校管理費でございますが、19節負担金、補助及び交付金で40万円の補正をお願いいたしております。この件につきましては、県の事業であります「命を大切に育てる心を育む教育推進事業」に勝幡小学校が指定を受けましたので、今回、補正をお願いするものでございます。この事業に伴います収入といたしましては、県の委託金で40万円が計上されております。

次に、第5項の保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、今回65万6,000円の補正をお願いいたしております。この内容につきましては、愛知万博のメモリアル愛知県市町村対抗駅伝大会というものが平成18年12月2日（土曜日）に愛・地球博記念公園、愛知万博が開催されました長久手会場にて開催されます。これに賛同をいたしまして、愛西市としても参加を

するための補正でございます。補正の内容につきましては、出場をいたします選手の練習等におけます諸費を初めといたしまして、監督、コーチへの謝礼、また選手、補欠の派遣旅費、健康診断料、そして傷害保険料、通行料等合わせまして65万 6,000円を計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第89号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第89号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

議案第89号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成18年度愛西市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 243万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3億 654万 1,000円とする。

2といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

それでは歳入の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思っております。

款1 財産収入、目1 不動産売却収入として補正額 243万円の追加をお願いしております。これは、市が普通財産として所有をしております土地につきまして、東邦瓦斯株式会社に売り払うものでございます。昨年度からガス管の埋設工事に伴い土地を貸し付けしておりましたが、このたび東邦瓦斯より高圧ガスの導管埋設用地として永久的にそれを使用したいという申し出がございまして、有償による払い下げの申請が当市に出されました。よって、この土地について払い下げをしたものでございます。なお、土地の所在地等につきましては、愛西市町方町古江49-5ほか6筆ございまして、面積につきましては625.60平米でございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。

款1 土地開発基金費、目1 土地開発基金費の関係でございますけれども、補正額 243万円、歳入と同額の補正を計上させていただいております。この内容につきましては、土地の売却代金を基金へ積み立てるという内容でございます。

補正予算の関係につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第90号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第90号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ

いてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（水谷 正君）

議案第90号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成18年度愛西市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,615万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,446万9,000円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

それでは御説明させていただきます。

保険事業勘定で補正総額5,615万4,000円を計上させていただいております。

歳出から御説明申し上げますので、9ページ、10ページをお願いいたします。

2款の保険給付費、3項高額介護サービス等費、1目の高額介護サービス等費の関係でございますが、2,200万円の計上をお願いしております。これは、昨年10月の介護保険制度改正に伴う低所得者の保険負担額が2万6,400円から1万5,000円に引き下げられた影響で、17年度実績により大幅に高額介護サービスの給付が伸びておるということで、補正をお願いするものでございます。

続きまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金の関係でございますが、10万円の計上をお願いしております。死亡等に伴う介護保険料の還付金が不足する可能性があるということで、今回、補正をお願いしております。

続きまして、3目の償還金、国庫支出金等過年度分返還金等でございます。これは前年度の介護給付費の精算に伴うもので3,405万4,000円の計上でございます。その内訳といたしまして、国庫支出金で1,485万3,591円、県支出金で803万3,245円、支払基金交付金で1,316万7,945円ということでございます。

次に歳入の方をお願いいたします。7ページ、8ページをお願いいたします。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で5,615万4,000円ということでございます。これは歳出に伴う財源として繰越金を充てさせていただくということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第13・議案第91号（提案説明）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第13・議案第91号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第91号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

平成18年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,471万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日の提出、愛西市長でございます。

それでは、はねていただきまして、歳出、9ページ、10ページの方からごらん賜りたいと思います。

農業集落排水事業費の節で13委託料650万円の補正をお願いしておるわけですが、中身といたしましては、処理施設工事設計監理委託料として250万円、これは立田の早尾地区の建築、機械、電気工事等の設計監理に充てさせていただくものでございます。それから5の管路実施出来高等設計委託料として400万円。これも早尾地区の計画変更審査等の作成業務ということで充てさせていただくものでございます。

19の負担金、補助及び交付金として406万円の補正をお願いしております。中身といたしまして、上水道加入負担金、これは早尾地区の処理場へ南部水道の方から20ミリの水道管を引かせていただくための負担金として16万円、それから上水道配水管布設工事負担金として、これも先ほどと同様、早尾地区でございますが390万円の水道の工事代を計上させていただいております。

戻っていただきまして、7、8ページの歳入でございます。

先ほどの歳出に伴う費用分は農業集落排水事業等基金繰入金ということで、繰入金で1,056万円にて充当させていただくというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

それではここで暫時休憩といたします。再開はこの時計で11時10分でございます。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・諮問第2号から日程第17・諮問第5号まで（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

日程第14・諮問第2号、日程第15・諮問第3号、日程第16・諮問第4号、日程第17・諮問第5号を一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

諮問第2号をお願いいたします。愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市須依町屋敷245番地、氏名、鈴木正子、昭和22年9月1日生まれ。

諮問理由としましては、この諮問をするのは、任期が平成18年12月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。引き続きお願いをするものでございます。

続きまして、諮問第3号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

記といたしまして、住所、愛西市鯛江町郷東41番地2、氏名、山田彰子、昭和23年12月16日生まれ。

諮問理由としまして、この諮問をするのは、任期が平成18年12月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。この方も引き続きお願いをするものでございます。

諮問第4号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

記といたしまして、住所、愛西市勝幡町河畔1050番地9、氏名、荻野周子、昭和18年12月21日生まれ。

諮問理由といたしまして、この諮問をするのは、任期が平成18年12月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。この方も引き続きお願いをするものでございます。

諮問第5号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

記といたしまして、住所、愛西市諏訪町郷東115番地、氏名、八木美則、昭和40年7月29日生まれ。

諮問理由といたしまして、この諮問をするのは、堀田富夫委員の任期が平成18年12月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。この方は新しくお願いをするものでございまして、4名様とも履歴書を添付させていただきました。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第1号から日程第25・認定第8号まで（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第18・認定第1号：平成17年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25・認定第8号：平成17年度愛西市水道事業決算の認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、まず認定第1号：平成17年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明

を申し上げます。表紙を1枚おめくりください。

平成17年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度愛西市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて本市議会の認定に付する。本日提出、市長名でございます。

本決算書につきましては、監査委員の決算審査意見書、またお手元の方に主要施策成果及び実績報告書等、決算諸表を添えて提出させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、決算の状況について御説明を申し上げます。

1ページから11ページまでが歳入歳出決算の総括となっております。それで一般会計予算現額213億9,492万8,000円に対しまして、歳入決算額217億9,564万9,149円、また歳出決算額におきましては203億4,423万81円となりまして、歳入歳出差引残額は14億5,141万9,068円という結果となっております。

なお、翌年度繰越事業に充当いたします繰越明許費繰越額の1億173万円を差し引きました実質収支額につきましては13億4,968万9,068円という結果となっております。

以下、歳入歳出の主な項目につきまして各担当部長より御説明をさせていただきます。

まず最初に歳入より、総務部長より説明を申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、歳入歳出決算事項別明細書の歳入、13ページ、14ページをお願い申し上げます。

1款市税をお願い申し上げます。市民税の収入済額は29億164万9,994円でございます。固定資産税につきましては34億7,468万7,778円、軽自動車税は9,037万3,950円、市たばこ税は2億7,388万4,130円で、以上の市税収入済総額につきましては67億4,059万5,852円となりました。

市税のうち、滞納繰越総額につきましては2億1,022万482円で、前年度、また前々年度は8,000万から9,000万弱のところを推移をしておりましたが、合併年度のために17年度4月、5月の前年度分が歳入されておりますので多くなっているものでございます。なお、歳入総額に占める市税総額の割合につきましては、30.9%となりました。

次に企画部長より御説明申し上げます。

#### ○企画部長（石原光君）

それでは、市税以外の主な歳入項目につきまして御説明を申し上げます。

15ページから18ページをごらんいただきたいと思います。

まず款9地方交付税の関係でございますが、収入済額といたしまして47億4,062万円で、歳入の構成比につきましては21.8%となっております。それで、18ページにも記載してございますように、交付税の内訳といたしましては、普通交付税が42億37万4,000円、特別交付税が5億4,024万6,000円という結果となっております。

次に、21ページから24ページにかけて款13国庫支出金の関係の記載がございます。款13の国庫支出金につきましては、収入済額が15億3,187万7,283円という結果になっておりまして、

歳入全体に占める構成比といたしましては 7.0%という結果になっております。この国庫支出金の主なものといたしましては、佐織中学校建設に伴う学校施設整備費補助金や、あるいは都市計画街路事業補助金、また民生関係における社会福祉、児童福祉事業に関連する国庫負担金、国庫補助金等でございます。

次に、23ページから30ページにかけて県支出金の関係について決算状況を説明させていただいております。それで、款14の県支出金の関係でございますが、収入済額13億 3,704万 2,621円という決算額になっております。歳入全体に占める構成比といたしましては 6.1%という状況になっております。この県支出金の主な内容といたしましては、いわゆる合併に伴いまして、まちづくりに対する財政的支援として交付されます合併特例交付金や、民生関係における社会福祉、あるいは児童福祉事業に関連する県負担金、県補助金等が主なものでございます。

続きまして、31ページ、32ページをごらんいただきたいと思っております。

款17繰入金の関係でございます。収入済額といたしましては14億 2,584万 6,819円という結果になっておりまして、歳入全体に占める構成比は 6.5%という状況でございます。主なものといたしましては、基金繰入金、いわゆる積立金の取り崩しの関係でございますが、財政調整基金、あるいは公共整備事業基金からの繰入金が主なものでございます。

続きまして、同ページの諸収入、これは31ページから34ページにかけて決算の状況を記載させていただいておりますが、款19の諸収入では収入済額14億 6,128万 6,349円でございますが、歳入全体に占める構成比は 6.7%という結果になっております。主なものといたしましては、33ページ、34ページに記載がございますように、雑入において計上させていただいておりますが、平成17年3月31日打ち切り決算により、いわゆる新市に引き継がれました旧4町村の歳計剰余金が主なものでございます。

続きまして、35ページ、36ページをお開きいただきたいと思っております。

款20市債の関係でございます。17年度借入総額といたしましては18億 2,460万円という結果になりました。それで、歳入構成比につきましては全体で 8.4%を占めるという結果に相りました。この市債の主なものといたしましては、臨時財政対策債、それから佐織中学校の建設事業債等による借り入れが主なものでございます。

はしょって説明しましたが、歳入の説明は以上でございます。

次に歳出の項目について、これも主な項目についてのみ御説明を申し上げます。

前後いたしますが、最初に企画部所管の主な項目について御説明を申し上げます。

恐れ入りますけれども、49ページ、50ページをお開きください。

まず目8の企画費の関係でございますが、50ページに記載がございますように、13委託料の関係でございます。総合計画策定に係る基礎調査といたしまして、市民へのグループインタビューを通じまして、日常生活での課題をもとにアンケート調査を作成いたしまして、市民意向調査を実施いたしました。そしてその結果を報告書として取りまとめをいたしました。また、下段の国際交流促進事業の関係でございますが、これは選考によりまして決定した中学生12名、一般市民の方3名をアメリカ合衆国カリフォルニア州サクラメント市、あるいはサンフランシ

スコ市ほかへ派遣をいたしまして国際感覚の醸成を図りました。

次に、51ページ、52ページをお開きください。

目11のふるさとづくり事業の関係でございますけれども、これは地域住民の皆さんの活動拠点となります集会場、公民館の整備や施設の備品購入、また町内会等が参画する祭り、あるいはイベント事業等に対し助成を図るため、助成金といたしまして1,327万6,000円の支出をいたしました。なお、17年度各町内から申請がありました件数につきましては、55件という結果に相なっております。

以上が企画部の関係でございます。

次は総務部長より説明申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは歳出、65ページ、66ページをお願いいたします。

2款総務費、7項防災費、1目災害対策総務費でございます。このうち13節委託料の5でございます。地域防災計画作成委託料として497万7,000円で、新市の防災計画を作成いたしまして、計画書350部を作成いたしました。同時に旧の防災マップ作成委託料として116万5,500円で、防災マップ2万5,000部を作成いたしまして全家庭にお配り申し上げたものでございます。

下段の18節備品購入費でございますが、1防災用備品として簡易トイレ等で437万6,400円を、そして2自主防災用備品として発電機、ろ水機等をそれぞれ購入しまして配備をいたしました。その金額としましては1,061万6,550円でございます。

次に福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、福祉の方の御説明をさせていただきます。

73、74ページをお願いいたします。

3款の民生費の1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費の中の非核平和広島派遣事業でございます。補助金として19節で157万4,015円、11節の需用費で2万3,040円、19節の負担金、補助及び交付金で3万円でございます。

続きまして、85、86ページをお願いします。

2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費、20節の扶助費でございます。児童扶養手当でございますが、旧の町村のときには県の方がやっておりました仕事が、市になりまして市の仕事としているということでございます。

続きまして、91ページ、92ページをお願いいたします。

こちらと同じく2項の児童福祉費、7目母子福祉費、20節の扶助費ということで、母子生活支援施設入所者扶助費ということで、こちらにつきましても、県から市になったことにより市の事務となったということでございます。

続きまして、93、94ページをお願いします。

同じく3款の民生費の中の3項の生活保護費ということで、2目の生活扶助費の20節の扶助

費でございまして、生活扶助費ということで、医療扶助費、生活扶助費、介護扶助費、これも市の仕事となりまして、市が受けてやっているということでございます。

続きまして、市民生活・保健部長から御説明させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

私のところは少し戻っていただきます。大変恐縮でございますが、75、76ページをお開きいただきたいと存じます。

民生費の中で節20の扶助費でございます。1の障害者等医療扶助費で1億3,076万7,450円。受給者841人となっております。これにつきましては、愛西市全体に制度を拡大いたしております。それに伴いまして受給者が15.84%の増となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、85、86ページでございます。

節20の扶助費の1の乳幼児医療扶助費1億8,126万83円でございますが、受給者4,095人となっております。これも前年対比にいたしますと1.85%の減となっておりますので、御報告をさせていただきます。

次に、97、98ページでございます。

節13委託料でございます。4基本健康診査委託料で1億1,246万3,665円。これを初めといたしまして、6から13の健康診査についてでございますが、旧4町村それぞれの方法で実施しておりました。愛西市となりまして、同じような内容で実施いたしておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

次に、99、100ページでございます。

目4環境衛生費、節19負担金の中でございます。1住宅用太陽光システム設置整備事業補助金で748万8,000円。愛西市全体で取り組みをいたしまして、31基の設置となりました。

次に101、102ページでございますが、節15の工事請負費でございます。佐織総合福祉センターバコティンヒーター更新工事で525万円。これにつきましては、平成18年1月初めでございましたが、ふろへ給湯いたしておりますボイラーの温度が上がらなくなったということで、急遽、予備費から充用をお願ひし更新したものでございます。よろしくお願ひをしたいと思います。

次に103、104ページでございます。

節19の負担金、補助及び交付金でございます。5の海部津島環境事務組合負担金、旧4町村の合計で9億7,034万9,000円となっておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

引き続き経済建設部長より説明を申し上げます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、決算書の111、112ページをお開きいただきたいと思ひます。

農業土木費の関係で、土地改良施設整備事業補助金1億547万円余を計上してございますが、これにつきましては、改良区におきまして、改良区内において実施されました単県事業、適正化事業、それから農業振興総合整備事業に対しまして、その事業費の一部を市から補助すると

ということで、排水路等の整備を図ったものでございます。

次に、決算書の 113、114ページの方をお開きください。

こちらの水田農業構造改革対策費の中の19節負担金、補助及び交付金の中で生産調整助成金が記載してございますが、これにつきましては、金棒地区集落営農組合の設立、それからその他麦・大豆等の集団転作等に補助をいたしまして生産調整の一翼を担っていただきました。

決算書 115、116ページの方の商工費の関係でございますが、こちらは商工会の補助金、それから商工業振興資金保証料補助金、また商工業振興資金の融資預託金ということで記載してございますが、こういったもので商工会の育成・発展と中小企業・商工業者の経営振興を図ってまいりました。

次に、決算書 119、120ページをお開きください。

こちらの方で道路維持費のうちの工事請負費の4番に標識板修正等工事費が計上してございますが、合併に伴いまして、4町村、いろいろな町名、それから施設名称等の変更を生じましたので、これらを変更して利用者の便を図ったものでございます。

次に 121ページから 124ページにかけてでございますが、まず委託料の中で都市計画基本図の作成委託料が 2,100万計上してございます。これは、4町村が合併して愛西市になったということで、市全体の都市計画基本図、都市計画図、全図等をこれにて作成いたしました。また、その上段に木造住宅耐震診断委託料、もう1枚めくっていただきますと19節の負担金、補助及び交付金の中で民間木造住宅の耐震改修費補助金が記載してございますが、地震の発生が騒がれる昨今の中で、旧基準の木造住宅の耐震化の促進と、耐震診断の結果が、適正でないと、倒壊のおそれがあるといったもので、申請があったものに対しまして、通常は県30万、市町村30万の60万円補助のものを、当愛西市では市町村分50万円ということで、1棟について80万円補助をして木造住宅の耐震化を図ってきたものでございます。

そして最後になりますが、工事請負費の中で、都市計画街路の新設改良工事費が記載してございますが、一昨日、9月5日でございますが、現場をごらんいただいて、そこで御説明申し上げたとおり、その工事費が計上させていただいてございます。よろしく申し上げます。

次は、消防長より御説明申し上げます。

## ○消防長（古川一己君）

それでは、私の方から消防費に関する部分を説明させていただきます。

まず常備消防費関係でございますけれども、125、126ページをごらんいただきたいと思います。

11節需用費、6の修繕料の部分でございますけれども、これにつきましては、ひとり暮らしの高齢者宅に設置してございます安心電話からの通報の受信センターを更新させていただきまして、受信体制の万全を図ったものでございます。事業費が 294万 1,155円。またその中で、自動車排気ガス規制対策といたしまして、資機材搬送車に排気ガス低減装置を取りつけ、排気ガス規制適合車両としての整備を図ったものでございます。

19節負担金、補助及び交付金の中で、資格取得講習会、また消防学校等教育負担金という部

分でございます。その中では、救急救命士1人、また救命士の処置拡大に伴う気管挿管救命士、薬剤投与救命士、それぞれ1名を養成いたしまして、救急業務の高度化に対応すべき体制づくりに着手したわけでございます。

それでは、はねていただきまして127、128ページをごらんいただきたいと思います。

常備消防施設費の15節工事請負費でございます。これにつきましては、平成16年度に本署庁舎の耐震工事に引き続き、また分署の庁舎の耐震補強工事を実施いたしまして、災害対応拠点としての機能を確保したものでございます。また、携帯の119番からの通報を直接管轄消防本部で受信可能とすることによりまして、通報時間の短縮を図るとともに、また災害事案による被害の軽減を図るため整備をさせていただきました。

18節の備品購入費では、高規格救急車、また水槽付消防ポンプ自動車、これは緊急消防援助隊仕様でございます。それぞれ出動需要件数の増加、または長期使用による性能低下を解消いたしまして、消防機動力の強化を図らせていただいております。

続きまして129ページ、130ページをお開きいただきたいと思います。

非常備消防費の関係でございますけれども、15節の工事請負費でございます。その中では耐震性貯水槽2基、また消火栓10基を新設し、消防水利の充実整備を図り、有事に対する水利確保を図ってまいりました。

18節の備品購入費におきましては、消防団に配備してある小型動力ポンプ積載車3台（立田地区の分団）の更新を図りまして、機動力の維持・向上の確保に努めたものでございます。

以上で消防費の説明を終わらせていただきまして、引き続き教育部長より御説明を申し上げます。よろしく願いをいたします。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは、第10款教育費をお願いいたします。129ページ、130ページからお願いをいたします。

1目教育委員会費、7節の賃金で3,627万4,620円の決算額になっております。この内容につきましては、情報教育アドバイザーの事業、また特別非常勤講師の配置事業を行った結果でございます。御承知のように情報教育アドバイザー事業につきましては、小・中学校におけますコンピューター操作の実践的支援、教育活動の補助員の派遣を行ったわけでございます。特別非常勤講師の配置事業につきましては、小学校・中学校における少人数授業及びチームティーチングによる教科書指導の充実を図ったものでございます。

続きまして、2目の事務局費でございますが、ページ131、132をお願いいたします。

上段のところで委託料の部分がございまして、決算額1,126万398円でございますが、昨年9月補正をいただきまして、アスベスト製品の調査委託料をお願いを申し上げます。結果でございます。37施設を調査させていただきました。

続きまして、2項の小学校費でございます。ページ数は133ページをお願いいたします。

まず小学校費の15節工事請負費で1億6,381万8,960円の決算額でございます。それぞれ施設修繕工事、建物耐震補強工事となっておりますが、こちらの工事請負費におきましては、夏

季修繕工事を初めといたしまして、先ほどアスベスト製品調査の結果に基づきましてアスベスト除去をさせていただきました。アスベスト製品調査の結果に基づき、飛散性の高いものから除去をさせていただきました。17年度におきましては5校を実施させていただきました。学校名は、佐屋小学校、佐屋西小学校、八輪小学校、開治小学校、北河田小学校でございます。なお、建物耐震補強工事につきましても、立田北部小学校と立田南部小学校の2校を実施させていただきました。耐震性能を確保させていただきました。

続きまして、137ページ、138ページをお願いいたします。

3項中学校費でございます。中学校費におきましても、先ほどの小学校費と同様に、それぞれ夏季修繕工事並びにアスベスト除去の工事を行い、また建物の耐震改修工事も行った結果、合わせまして2億2,073万3,180円となったわけでございます。内容につきましては、アスベスト除去をさせていただきました学校につきましては、立田中学校と佐織西中学校でございます。耐震補強を行いました学校につきましては、永和中学校と八開中学校でございます。なお、工事費の明細につきましては、主要施策の概要の方をごらんいただければと思います。

続きまして139ページ、140ページをお願いいたします。

学校建設費でございますが、佐織中学校の校舎等の建設工事を平成16年7月2日より着工いたしまして、平成18年3月1日に完成いたしております。まず校舎棟におきましては、平成17年5月30日より一部校舎の方を使用開始してまいりました。そうした結果、平成17年度におきましては、主に武道場、給食室、ランチルームの建設に当たり完成をいたしました結果でございます。合わせまして18億142万5,819円になったものでございます。

次に、5項の保健体育費、155ページ、156ページをお願いいたします。

5目の学校給食管理費の13節委託料でございますが、決算額6,284万6,872円になったわけでございますが、こちらの方の上段に予備費から312万円を充用したと記載されておりますが、これにつきましては、2の学校給食調理業務等委託料におきまして、平成17年度当初、旧佐織地区の3校の給食調理委託料が未払いの処理がされていたにもかかわらず、本予算時に移行を怠ったものでございまして、不足分の予算措置を怠って資金不足になりました。そのため補正予算をとということになったわけでございますが、補正予算を組む時期も逸してしまいまして、予備費を充用させていただきました結果でございます。よろしく願い申し上げます。以上でございます。

続きまして、企画部長から御説明をさせていただきます。

#### ○企画部長（石原 光君）

157、158ページをお開きください。

款12の公債費の関係でございますけれども、10億2,000万強の元利償還金について支出をしておりますが、これは元金、利子ともに償還年次計画表に基づき支出をいたしました。

次に款13の諸支出金の関係でございますが、これは愛西市水道事業会計に対する繰出金でございます。内容につきましては、建設工事に対するもの、また企業債として借り入れた利息及び営業費用の一部を補てんするために支出をいたしました。

款14予備費の関係でございますが、先ほど市民生活・保健部長、教育部長から御説明申し上げたとおりでございます。

以下、次ページ、159ページ以降には実質収支に関する調書及び財産に関する調書を添付させていただいておりますので、主要の施策及び実績報告書とあわせて御精読賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

一般会計歳入歳出決算については以上でございます。

続きまして、平成17年度土地取得特別会計歳入歳出決算書について御説明を申し上げます。

表紙を1枚おめくりいただきたいと思っております。

認定第2号：平成17年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて本市議会の認定に付するもの。本日提出、市長名でございます。

それでは、決算の状況について御説明申し上げます。

1ページから5ページまでが決算の総括になっております。歳入歳出決算額とも48万5,247円という結果に相なりまして、実質収支につきましては、歳入歳出同額ということもございまして、差引残額はございません。

次に、7ページから10ページにかけて、それぞれ歳入歳出決算額を記載させていただいておりますが、内容につきましては、17年度におきましては、先行物件を取得するという案件も出てまいりませんでしたので、歳入の基金から生じた預金利子と、いわゆる東邦瓦斯のガス管理設工事に伴う土地の貸付収入を歳出で土地開発基金へ積み立てるという決算の内容でございます。本会計につきましても、主要施策、成果及び実績報告書の130ページにこれが記載をしておりますので、御精読をお願い申し上げます。

説明につきましては以上でございます。

次は、市民生活・保健部長より説明申し上げます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、平成17年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきます。

認定第3号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて本市議会の認定に付するものでございます。本日提出、市長名でございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入からでございますが、款1国民健康保険税、収入済額20億1,131万4,752円となっております。現年分徴収率は93.93%となっております。

次に、款8繰入金、収入済額の欄でございますが、10億5,051万438円。一般会計より9億5,051万438円、基金より1億円となっております。

次に、収入済額の一番下でございますが、したがいまして歳入合計67億 3,047万 2,282円となっております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思いますが、款2保険給付費、款3老人保健拠出金、款4介護納付金、支出について主なものでございますが、この三つの款におきまして55億 9,166万 4,935円となっております。歳出の 95.37%となっております。

次のページでございますが、支出済額の欄の一番下になります歳出合計58億 6,337万 5,988円。

続いて7ページでございますが、歳入歳出差引残額 8億 6,709万 6,294円、翌年に繰り越しをいたしております。

続きまして、直営診療施設勘定でございます。28ページとなっております。

歳入でございます。収入済額の一番下、歳入合計 1億 7,472万 6,133円。

続きまして、30ページ、歳出でございます。支出済額の一番下の欄でございますが、歳出合計 1億 5,161万 6,621円。

次のページをめぐっていただきまして、歳入歳出差引残額 2,310万 9,512円、翌年度へ繰り越しをいたしております。

診療所会計の方につきましては、前年度とほぼ同じような状況で推移をいたしておりますので、御報告をさせていただきます。

なお、基金等の状況につきましては、24ページ、43ページにそれぞれ記載をしておりますので、御一読くださるようお願いをいたします。

続きまして、平成17年度老人保健特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

認定第4号：平成17年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて本市議会の認定に付するものでございます。本日提出、市長名でございます。

2ページをお開きいただきたいと思いますが。

歳入でございます。収入済額の一番下になりますが、歳入合計51億 6,379万 437円でございます。

続きまして、歳出でございます。次の4ページでございます。支出済額の欄、一番下になりますが、歳出合計49億 9,892万 2,127円。

続きまして、5ページでございますが、歳入歳出差引残額 1億 6,486万 8,310円となりました。翌年に繰り越しをいたしております。

この会計は、御案内のとおり老人保健法により負担割合が定まっております。次年度精算されますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次は、福祉部長より説明を申し上げます。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、認定第5号：平成17年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをお願いします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて本市議会の認定に付する。本日提出、市長名でございます。

それでは保険事業勘定の方をお願いいたします。

3ページ、4ページでございますが、収入済額でございます。31億741万1,268円。

5ページ、6ページで、歳出の合計でございます。29億8,143万4,469円。

続きまして7ページをお願いします。歳入歳出差引残額1億2,597万6,799円でございます。

それでは、続きまして、重立ったもののみ御説明させていただきます。

歳入の方をお願いいたします。9ページ、10ページでございます。

歳入の1款の保険料、介護保険料4億6,465万5,500円ということで、現年度徴収率98.97%でございます。

続きまして、7款の繰入金ということで、11、12ページをお願いします。

こちらにつきましては、一般会計繰入金で5億2,125万519円。2項で基金繰入金5,144万6,000円。4項で他会計繰入金4,446万9,000円、計6億1,716万5,519円で、構成比率は19.86%でございます。

続きまして、歳出の方をお願いします。15、16ページでございます。

1款の総務費、1項総務管理費の1目の一般管理費ということで、第3期介護保険事業等の策定をさせていただきました。1節の報酬は、策定委員の報酬ということで32万6,200円、また委託料ということで策定委託料751万8,000円で、計784万4,200円ということになるわけでございます。

続きまして、2款の保険給付費で26億7,030万1,598円。17、18ページの保険給付費は構成比率で89.56%でございます。

続きまして、サービス事業勘定の方をお願いします。25、26ページが歳入、27、28ページ歳出、ともに歳入歳出2億4,821万7,604円で、差引残額はゼロ円でございます。

サービス事業勘定の歳出ということで、37、38ページをお願いします。

1款の総務費の2項の老人福祉施設管理費ということで、老人福祉施設の管理費と1目の一般管理費の中の13節の委託料で設計監理業務委託料121万9,050円。そして15節の工事請負費、老人福祉館の改修工事4,063万5,000円、合わせて4,185万4,050円ということでございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

お諮りします。一応1号から8号まで上程しておりますが、あと3号ございます。半ばだけ休憩するべきか、上程したので8号まで行くべきか、どういたしましょうか。

〔「休憩」の声あり〕

それでは、半ばでございますが、ここで休憩をとり、13時30分から再開をいたします。よろしくをお願いします。

午後0時02分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、お約束の時間になりましたので、会議を再開したいと思います。

午前の休憩前の続きをさせていただきます。

それでは上下水道部長、お願いをいたします。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは午後引き続いて、あと認定 3 件でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、認定第 6 号：平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233条第 3 項の規定により、平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて本市議会の認定に付する。本日の提出、愛西市長名でございます。

はねていただきまして、1 ページ、2 ページの方から入らせていただきます。

事項別の関係でございまして、歳入でございます。歳入合計が13億 9,802万 720円でございます。そしてはねていただいて、3、4 ページ、歳出の合計でございますが、13億 6,857万 3,497円でございます。よって、はねていただいた次のところで、歳入歳出差引残額でございますが 2,944万 7,223円となっております。

では中身の関係でございます。まず最初に歳出の方で、11ページ、12ページの方をごらん賜りたいと思います。

11ページ、12ページで重立ったところでございます。特に大きなところで、委託料ということで、支出済額 1 億 3,169万 3,385円となっております。この中の内訳で大きなものでは、処理施設工事県委託料ということで 7,041万 8,000円。これにつきましては、八開南部地区並びに森川とか鶴戸東八反割の立田地区の処理場の、これは昨年度までは愛知県の方で施行を受委託託をお願いしておったものでございます。

それから 8 番の管理台帳作成委託料ということで、大きく 2,940万円委託料が出ておりますが、これにつきましては、立田地区の管路施設の管理台帳が未整備でございましたので、昨年度より整備をさせていただくというものでございます。

次に大きなものでは、15の工事請負費 5 億 5,689万 2,700円支出をいたしております。これにつきましては、管布設等工事で 3 億 9,722万 6,550円、これは立田を中心に八開南部地区の一部。それから 2 として処理場建設工事でございますが 1 億 5,966万 6,150円。これは立田の早尾地区の処理場の躯体工事の関係をお願いをしたものでございます。

あとはねていただきまして、次に13、14ページの関係でございますが、やはり上段の委託料ということで、支出済額 1 億 5,911万 3,701円。これは各佐屋、立田の管理組合でお願いしておるわけでございますが、管理組合の維持管理請負料ということで出させていただいたものでございます。並びに下の方で管理委託料ということで 4,655万 5,268円を支出いたしております。

あと重立ったところでは、下のコミュニティ・プラント事業費の方でも13の委託料で 2,270万 1,990円支出いたしておりますが、これも管理組合維持管理請負料、これは佐屋地区の永和台団地の維持管理請負料でございます。

それで、この支出に伴いまして、歳入の関係でございますが、7、8ページの方で歳入を書かせていただいておりますが、それぞれ維持管理分担金として 1,592万円入っております。それから不足分については、補助金、それから基金の繰入金等をもって充当させていただいております。

集落排水事業については、簡単でございますが、以上でございます。

次に、公共下水道事業特別会計の方へ入らせていただきたいと思います。

認定第7号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて本市議会の認定に付する。本日の提出、愛西市長名でございます。

はねていただきまして、1、2ページ、まず事項別明細の関係でございますが、歳入合計が8億 7,869万 3,141円ございました。そしてはねていただいて、3、4ページの歳出でございますが8億 5,548万 8,969円ございました。差し引き、歳入歳出の残額が 2,320万 4,172円ということになっております。

それでは、また歳出の方からということで、9ページ、10ページの方でごらんを賜りたいと思います。

重立ったところについて御説明をさせていただきたいと思いますが、やはり委託料ということで、支出済額1億 1,041万 5,900円出をいたしておりますが、主な中身としては、管渠施設等委託料ということで1億 451万 7,000円。これは佐屋の北一色地内、それから旧佐織の勝幡町地区内について委託した額でございます。

それから下の方で、15で工事請負費5億 3,344万 2,000円と大きく出しておるわけですが、これも先ほどの委託と同様に、旧佐屋の北一色並びに佐織の勝幡地区について管路工事をやったものでございまして、両地区で合計 6,400メートル強の管路を実施させていただいたわけでございます。

それから次に負担金、補助及び交付金ということで、4番で流域下水道事業負担金ということで1億 2,316万 4,105円、これは県の処理場工事とか幹線管渠の分についての負担金をここで支出いたしております。

戻っていただきまして、これに伴う歳入の関係でございますが、大きなものとしては下水道費補助金ということで2億 9,600万円。これは国の補助金。それから下の方で、なお不足については一般会計からの繰入金1億 2,322万 3,000円とか、下水道債ということで4億 3,610万円をもって費用等に充てております。以上でございます。

簡単でございますが、公共下水道事業について述べさせていただきました。

次に、最後の認定第8号水道事業について説明をさせていただきます。

認定第8号：平成17年度愛西市水道事業決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成17年度愛西市水道事業決算を、別紙監査委員の意見をつけて本市議会の認定に付する。本日の提出、愛西市長名でございます。

それでは最初に、1ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、収益的収支の関係でございますが、収入の部で決算額についてのみ申し述べさせていただきますと、水道事業収益として4億3,572万1,418円でございます。

そして収益的支出の関係で、水道事業費用ということで4億848万4,250円でございます。そのうちの大きく次の段では営業費用で3億9,430万1,653円と大きく出しておりますが、これがいわゆる動力費とか県水の受水費、修繕費等の分でございます。出の96.5%をこの中でほとんど占めておるといふものでございます。

次にはねていただきまして、資本的収支でございます。これも一番上段の方で、合計で決算額6,538万402円となっております。

支出の方でございますが、1億1,991万8,177円ということになりました。

なお、一番下の段でございますが、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,453万7,775円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんをさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の5、6ページにつきましては、それぞれ旧の左側の方が八開地区、右の方が佐織地区ということで、損益計算書等掲載をさせていただいております。ちなみに八開につきましては、一番下から3段目に当年度純利益というところがございまして、ここで1,986万5,074円上がっております。それから佐織地区につきましては、やはり下から3段目で384万6,760円ということで、黒字となっております。

非常に簡単でございますが、以上でございます。

なお、この水道につきましては、後段の方で事業実績報告等掲載をさせていただいておりますので、そちらの方で詳細にわたって記載させていただいておりますので、ごらん賜れば幸いです。よろしくお願ひします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

ただいま提案説明がございました。認定第1号から認定第8号までの平成17年度決算につきましては、監査がなされております。監査委員の加藤和之議員より審査結果の報告をいただきますので、御拝聴願います。

#### ○17番（加藤和之君）

お許しをいただきましたので、平成17年度愛西市一般会計・愛西市各特別会計及び愛西市水道事業会計決算審査報告をいたします。

初めに、平成17年度愛西市一般会計及び各特別会計の決算審査及び基金運用状況の審査報告をいたします。

審査は、河原操監査委員と私の両名で、平成18年7月5日から同年7月26日の間に実施いたしました。

審査の対象は、平成17年度愛西市一般会計及び土地取得特別会計など6特別会計の決算であります。

それぞれの会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書並びに関係諸帳簿等により、計数の正確性、収入・支出の合法性について審査し、また予算執行状況については担当職員に説明を求めて審査をいたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書等はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、証拠書類と符合し、内容も正確で、予算の執行及び財政運営についても適正であると認められました。

また、基金の運用についても計数は正確であり、かつ当該基金設置の目的に従って適正に運用・管理されていると認められました。

平成17年度の決算の規模を見ると、一般会計と特別会計を合計した歳入決算額は394億9,746万5,981円、歳出決算額は368億1,234万4,603円で、歳入歳出差引額から翌年度への繰り越し財源を差し引いた実質収支額は25億8,339万1,378円となっております。このほか審査の明細につきましては、さきに配付されております平成17年度愛西市決算審査意見書を参照いただきたいと思っております。

なお、審査の過程において意見及び要望事項がありましたので、御報告をいたします。

地方公共団体を取り巻く行政環境はますます厳しさを増し、一層の行財政改革が叫ばれる中、行政のスリム化・効率化、財政の健全化を図るため、4町村が合併し、愛西市が誕生してから1年余がたちました。17年度の1年間は、行財政ともに試行錯誤、暗中模索のうちに過ぎた感がいたします。今後は、新生愛西市が長期的に住民の安心・安全、豊かで住みよいまちとして存続・発展できるよう、分庁、総合支所併用方式の見直し、また住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう部・課の統廃合、仕事量に応じた職員の適正な配置に努められるなど、思い切った機構改革、構造改革を検討されたと勘案をいたします。

また、合併協議会で示された協定項目に準じて、サービスは高い方へ、負担は低い方へ合わせるということで予算執行をされておられますが、市の財政力を示す17年度の財政力指数は、愛知県下32市の中で愛西市が最下位であります。そんな中においてこの状態を続けるなら、我が愛する新生愛西市がいつまで存続できるのか大変危惧されるところであります。したがって、長期にわたって健全な財政運営が図られるよう、徹底した行財政改革を実施されるよう強く要望しておきます。

以上、意見並びに要望をつけ加え、平成17年度愛西市一般会計・各特別会計の決算審査及び基金運用状況審査の報告といたします。

次に、平成17年度愛西市水道事業会計決算の審査報告をいたします。

審査は河原操監査委員と私の両名で、平成18年6月5日から同年6月21日の間に実施をいたしました。

平成17年度愛西市水道事業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、事業収益、費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書及び事業報告書、その他関係書類並びに現金預金

等について審査した結果、経理は決算書と符合し、いずれも関係法令に準拠しており、適正に処理されていたことを報告いたします。

運営状況については、総収益が4億 1,720万 7,200円に対して総費用が3億 9,349万 5,366円で、差し引き 2,371万 1,834円の利益計上となっております。

審査の明細につきましては、さきに配付されております平成17年度愛西市決算審査意見書の水道事業会計のページを参照いただきたいと思います。

なお、審査の過程において感じたことですが、事業経営の健全化に向けて積極的に推進されており、費用の抑制に努められるなどの経営努力は評価される場所であるが、今後の事業経営に当たっては、なお一層事務事業の合理化・効率化を図るとともに、事業の安定経営に努められるよう要望をいたします。

また、引き続き安全で良質な水道水を安定的に供給し、災害に強い施設の整備、供給機能の充実に努められるとともに、市民の生活の安定、福祉の向上に寄与されることを希望し、水道事業会計の決算審査報告といたします。以上です。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・陳情第9号から日程第30・陳情第13号まで（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第26・陳情第9号：第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める陳情について、日程第27・陳情第10号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情について、日程第28・陳情第11号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、日程第29・陳情第12号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、及び日程第30・陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情については、会議規則第36条第2項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第31・決算特別委員会の設置について

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第31・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会に議題となり、提案説明が先ほどありました認定第1号から認定第8号の平成17年度決算8件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づきまして決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第8号の平成17年度決算8件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数につきまして

は、さきの議会運営委員会でも御意見をちょうだいし、9名としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は9名と決定をいたしました。

ここで暫時休憩をとり、委員会ごとにそれぞれ3名の推薦を願います。

午後1時52分 休憩

午後2時03分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開いたします。

決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条の規定により、議長において、石崎たか子議員、黒田国昭議員、永井千年議員、大島功議員、八木一議員、村上守国議員、岩間泰彦議員、古江寛昭議員、日永貴章議員の9名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員にはただいまの9名の方を選任することに決定いたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきたいと思いますので、ここで暫時休憩をとります。委員の方々は委員会室へお集まりいただきたいと思います。決まり次第再開いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開いたします。

決算特別委員会の正・副委員長が決まりましたので、事務局長より発表させます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

失礼をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長をお決めいただきましたので、発表いたします。

委員長には石崎たか子議員、副委員長には黒田国昭議員であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

なお、決算特別委員会の日程につきましては、9月25日午前10時から開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・諮問第2号から日程第35・諮問第5号まで（質疑・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第32・諮問第2号、日程第33・諮問第3号、日程第34・諮問第4号、日程第35・諮問第5号の愛西市人権擁護委員の候補者の推薦については、同一内容でございますので、質

疑は一括といたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

○21番（永井千年君）

人権擁護委員は、今回の4名以外にも見えますが、他の委員も含めた人権擁護委員の任期について、現状を名前を上げながら御説明いただけないでしょうか。それが1点と、それから17年度の人権擁護委員の活動の具体的な内容について、どういう活動をしてみえるのか、時間的にどの程度になっているのか。ほとんどの委員が他に専従する職業を持ってみえる方々が多いと思いますので、そうした関係からもちょっと理解をしたいので、活動内容について御説明いただきたいと思います。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、現在、愛西市として12名の方をお願いしております。

そして、人権擁護委員の任期につきましては、3年ということになっておりまして、今回、4名のうち3名の方に再任、また1名の方には新しく任についていただくということでございます。

それから人権擁護委員の使命と職務ということでございまして、定期的に会議とか、研究会とか、事例研究とか、そういった内容をやってみえまして、人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合は、その救済のために速やかに適切な措置をとることがその使命とされておるということでございまして、その使命を達成するためには、人権思想に関する啓発及び宣伝、それから人権擁護運動の助長、またそういった関係機関への勧告等たくさんございます。現在は、定例会、地区別とか全体で集まるとかということで持ち回りでやってみえたり、定期的に1年の事業計画を立てられまして、その職務をやっていただいております。以上でございます。

○21番（永井千年君）

ちょっとわかりにくい説明でしたので、私が聞いていますのは、今回4人ですが、他の委員が8名見えるわけですが、それらの委員の具体的な名前も上げて、任期がどうなっているのかということについて、そして具体的な活動の時間などがどの程度割いてみえるのかということについて質問しているんですけど、ちょっとずれた答弁になっていると思いますので、よろしくお願いたします。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、具体的に名前を上げてということでございまして、八開の方で報告させていただきますと、服部國雄さんという方と加藤菊雄さんという方にやっていただいております。服部國雄さんは任期が平成16年10月1日から19年9月30日まで、加藤菊雄さんにおかれましては平成16年10月1日から平成19年9月30日までということでございまして、具体的にといいますと、研修会ですと、例えば講師を招いてだとか、事例研究ということで、2時から4時までとか、また午前中ですと9時から12時までというふうで定期的に、きょうは行事予定は持ってお

りませんが、月別に啓発するときがあるものですから、やはり年間の行事計画を決められて、いろんな問題があれば、そういったケースを全員で研修するだとか、そういったことをやってみえるのが現状でございます。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

福祉部長、8名言ってください。

○福祉部長（水谷 正君）

御無礼しました。

現在12名の方でございまして、ほかの方につきましては、旧佐屋の甘村井町の加藤典雄さん、この方が平成16年4月1日から19年3月31日ということでございます。それから同じく旧の佐屋地区の西保町の佐藤通子さん、この方は平成17年1月1日から平成19年12月31日、それから旧の立田の早尾町の伊藤義夫さん、この方は平成16年10月1日から19年9月30日、それから同じく立田の山路町の堀田重孝さん、この方は平成16年7月1日から平成19年6月30日、それから旧の佐織の草平町の伊藤由紀子さん、この方は平成15年7月1日から18年6月30日、そして伊藤隆さん、旧の佐織の西川端町、この方は平成16年4月1日から平成19年3月31日というのが任期でお願いしておるということでございます。

○21番（永井千年君）

1人、18年6月30日任期の方は、違っているんじゃないですか。

ということと、それから、質問の趣旨、聞いていることに答えていただけないんですけど、要するに平たく言って、年間何日ぐらい活動するぐらいの大ざっぱな、当然計画表があると思いますので、そういうことを聞いているんです。何時間というとなかなか難しいかもしれませんが、年間何日ぐらい活動してみえるのかということ。

○福祉部長（水谷 正君）

月に最低でも1回、場合によっては臨時的に月に2回ということもございます。

任期の関係ですけど、伊藤由紀子さんは任期満了で、この前の3月議会のときに佐藤綾女さんという方をお願いし、平成18年7月1日から3年先の6月30日ということでございます。

それと、この人権擁護委員につきましては、自宅でいろんな相談等もあるということで、そういったことについてもお互いに、法的な面とかということで勉強会とか、ケースに上げて勉強してみえるということもございます。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号、諮問第5号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号、諮問第5号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号、諮問第5号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

諮問第4号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第4号は適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

諮問第5号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第5号は適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月14日午前10時より再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後2時25分 散会